

住所変更手続きのしおり

<お問い合わせ>

那珂市建設部都市計画課

住 所：〒311-0192 那珂市福田 1819-5

電 話：029-298-1111（内線：353・354）

F A X：029-298-0112

E-mail：toshi-k@city.naka.lg.jp

目 次

1	はじめに	2
2	新字界字名図	3
3	換地処分に伴い字名地番が変更になったことの証明	4
4	主な住所変更の手続き一覧	5
	(1) 土地・建物登記について	5
	(2) 那珂市が変更を行うもの	5
	(3) ご本人申請で住所の変更を行っていただくもの	6
5	その他のお知らせ	8
	(1) 建築行為等の手続きについて	8
	(2) 地区計画の届出について	8

1 はじめに

市では、上菅谷駅の東側約 5.9ha の区域について良好な街づくりのために、平成 14 年から上菅谷駅前地区土地区画整理事業を進めてきました。このたび、区域内の事業が完了したことから、区域内の字名を上菅谷に変更しました。また、整備後の新たな区画に地番を振り直すことにより、4000 番台の地番から 7000 番台になりました。

(町名は菅谷のまま変わりませんので、郵便番号についても変更ありません。)

このことにより、個別に住所変更の手続きをしていただくものが各種ありますので、お間違えのないようにそれぞれ定められた手続きをしていただくためパンフレットを作成しましたので、ご一読くださるようお願いいたします。

なお、こちらでは一般的な内容を掲載しておりますので、その他必要な手続きが生じた際には、関係する機関等へお問い合わせくださいますよう、併せてお願いいたします。

水戸・勝田都市計画事業

上菅谷駅前地区土地区画整理事業

施行者 那珂市

代表者 那珂市長

3 換地処分に伴い字名地番が変更になったことの証明

換地処分に伴い字名地番が変更になったことの証明が必要な場合には、市が無料で証明書を発行しますので、各担当課で手続きをしてください。

■新住所は、施行者（那珂市）が新地番に対する住所を設定し、住民票等の書き換えを行います。住所の変更については、「4 主な住所変更手続き一覧」を参考にいただき、お手数でもご協力をお願いします。

■変更手続きに証明書が必要な場合は、12月4日（月）から変更の証明書を無料で発行します。（証明書の発行は、土曜、日曜、祝日は行いません。）

①住所（住民登録）変更の証明書【換地処分の公告以前に住民登録をされていた方】

——— 市役所市民課

②土地の名称地番変更の証明書【住民登録を伴わない、住所の変更（会社等）や地番の変更証明が必要な方】 ——— 市役所都市計画課

①

(例) 証明書

変更事項	住所	変更前	茨城県那珂市菅谷	番地
		変更後	茨城県那珂市菅谷	番地
変更期日	平成29年12月2日			
氏名				
氏名				
氏名				
氏名				
氏名				
氏名				
氏名				
上菅谷駅前地区土地区画整理事業の換地処分により、地番が上記のとおり変更になったことを証明する。				
平成 年 月 日				
茨城県那珂市長				

②

(例) 証明書

証第 一 号

変更前 (従前の土地)	那珂市菅谷字	番地
変更後 (換地処分後の土地)	那珂市菅谷字上菅谷	番地
変更期日	平成29年12月2日	

上菅谷駅前地区土地区画整理事業の換地処分により、上記のとおり変更になったことを証明する。

平成 年 月 日

那珂市長

4 主な住所変更の手続き一覧

(1) 土地・建物登記について

土地登記簿の表題部（所在、地番、地目、地積）および建物登記簿の表題部（所在、家屋番号）については、那珂市と水戸地方法務局において換地処分後の内容に書き換えます。

登記簿の権利部（所有者の住所等）については変更になりませんので、ご本人の申請による変更手続きが必要になります。なお、登記されているものの現存していない建物についても滅失登記は行いませんので、ご本人で手続きをお願いします。

事 項	申請・届出先	必要な書類等	変更等の期限
1 ・土地登記簿 （権利部） ・建物登記簿 （権利部）	水戸地方法務局	・登記申請書 ・住所等変更証明書	期限はありませんので必要な時に手続きをしてください。
2 ・商業法人登記簿 （所在地の変更 又は代表者の 住所の変更）	029-227-9911	・登記申請書 ・住所等変更証明書	できるだけ速やかに変更手続きをしてください。

(2) 那珂市が変更を行うもの（地区内に居住している方、本籍がある方）

事 項	変 更 内 容
1 住民票	住民票の住所欄の書き換えを行います。
2 印鑑登録	印鑑登録の住所欄の書き換えを行います。
3 戸籍簿 ※	戸籍の本籍欄の書き換えを行います。
4 戸籍の附票	戸籍の附票の住所欄の書き換えを行います。
5 選挙人名簿	選挙人名簿の住所欄の書き換えを行います。
6 福祉サービス受給者証	左記の受領証をお持ちの方について、住所欄の書き換えを行い、新しい障害福祉サービス受給者証と通所受給者証の貼付シールを郵送します。
7 国民年金第1号被保険者登録住所	年金登録住所の書き換えを行います。
8 国民健康保険被保険者証	左記の保険証等をお持ちの方について、住所欄の書き換えを行い、新しい保険証等を郵送します。
9 後期高齢者医療被保険者証	
10 医療福祉費受給者証	
11 介護保険被保険者証	
12 介護保険負担割合証	
13 介護保険負担限度額認定証	

※ 住所と本籍が同一の方は職権で本籍を変更しましたが、異なるかたは変更されません。本籍の変更を希望する場合には、転籍等の届出が必要になりますので市役所市民課までお問い合わせください。

(3)ご本人申請で住所の変更を行っていただくもの
(地区内に居住している方、下記の事項に該当する方)

事 項	申請・届出先	必要な書類等	変更等の期限
1 ・通知カード (マイナンバー)	市民課 029-298-1111 (内線 152~155)	・通知カード ・本人確認書類 (運転免許証、健康保険証等) ※1	本人又は、同一世帯員が変更の届出が可能です。できるだけ速やかに変更手続きをしてください。
2 ・個人番号カード		・個人番号カード ・暗証番号	本人又は、同一世帯員が変更の届出が可能です。できるだけ速やかに変更手続きをしてください。
3 ・住民基本台帳カード (写真付のもの)		・住民基本台帳カード ・暗証番号	本人又は、同一世帯員が変更の届出が可能です。できるだけ速やかに変更手続きをしてください。
4 ・特別永住者証明書 ・在留カード		・特別永住者証明書 ・在留カード ・旧外国人登録証明書 ※1	本人又は、同一世帯員が変更の届出が可能です。できるだけ速やかに変更手続きをしてください。
5 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・自立支援医療受給者証	社会福祉課 029-298-1111	・各手帳 ・印鑑 ・通知カード又は個人番号カード	できるだけ速やかに変更手続きをしてください。
6 ・有料道路障害者割引 (ETC の登録をしている方のみ)	(内線 126~128)	・障害者手帳 ・車検証 ・ETC カード ・運転免許証 ・ETC 車載器の番号	できるだけ速やかに変更手続きをしてください。
7 ・国民年金, 厚生年金受給者	水戸北年金事務所 029-231-2283 保険課	・年金受給権者住所変更届 ※2 ※3	できるだけ速やかに変更手続きをしてください。
8 ・60歳以上の方でまだ年金を受給されていない方	029-298-1111 (内線 145)	・住所変更届 ※2 ※4	できるだけ速やかに変更手続きをしてください。
9 ・厚生年金及び国民年金第3号被保険者	厚生年金加入者の勤務先・事業所	年金手帳又は基礎年金番号がわかるもの	できるだけ速やかに変更手続きをしてください。

事 項	申請・届出先	必要な書類等	変更等の期限
10 ・自動車運転 免許証	那珂警察署 029-352-0110 茨城県運転免許 センター 029-293-8811	・運転免許証 ・住所等変更証明書	できるだけ速やかに変更 手続きをしてください。
11 ・自動車車検証 ・軽自動車車検証	関東運輸局茨城 運輸支局 050- 5540-2017 軽自動車検査 協会 茨城事務所 050- 3816-3105	・自動車車検証 ・住所等変更証明書 ・申請書 ・印鑑 (所有者・使用者)	陸運支局又は軽自動車 検査協会にお問い合わせ のうえ、手続きをして ください。
12 ・営業許可証 ・各種免許証	営業許可,免許 等の届出をした 関係機関	・各種許可証 ・各種免許証 ・住所等変更証明書 ・印鑑	関係機関にお問い合わせ のうえ、手続きをして ください。
13 ・銀行口座 ・クレジットカード ・生命保険 等	関係する会社、団体等にお問い合わせのうえ、手続きをしてくだ さい。		
14 パスポート	パスポートの「所持人記入欄」に、新しい住所をご自分でご記入 ください。		

- ※1 別世帯の方が代理で手続きされる場合は、上記書類の他に委任状、代理人の本人確認書類が必要です。
- ※2 住所変更の届出は、日本年金機構に住民票コードが収録されている方につきましては原則不要です。
- ※3 ただし、日本年金機構に住民票コードが未収録の方（誕生月に年金受給権者現況届が届いている方）は届出が必要です。
- ※4 ただし、日本年金機構に住民票コードが未収録の方は届出が必要です。住民票コードが収録されているかどうかご不明な場合は、水戸北年金事務所にお問い合わせください。

- 記載事項は、主な事項を記載していますので、この他にも法令等により届出が必要な場合は、それぞれ所定の手続きをお願いします。
- 申請又は届出に必要な書類等については、変更を行う届出先にご確認をお願いします。

5 その他のお知らせ

(1) 建築行為等の手続きについて

- 土地区画整理中は、建物の新築や改築を行う場合、土地区画整理法第 76 条の建築行為等の許可申請が必要でしたが、換地処分公告の翌日からは、不要となります。

(2) 地区計画の届出について

- 地区計画の届出については、土地区画整理事業が完了した後についても継続して、次のような行為を行う場合、工事着工予定日の 30 日前までに地区計画の届け出が必要です。

- ①土地の区画形質の変更
- ②建築物の建築（新築、増改築、移転など）
- ③工作物の建設（かき、さく、門、広告物、看板など）
- ④建築物の用途の変更
- ⑤建築物等の形態又は意匠の変更
（屋根、外壁の形態や色彩の変更、又はかき、さくの構造の変更など）

